

## 上水道検針及び料金徴収等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

(1) 業務名 上水道検針及び料金徴収等業務委託

(2) 履行場所 松茂町給水区域内（別紙仕様書のとおり）

(3) 履行期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間とする。

※本業務を円滑に履行するため引継ぎ等に要する履行準備期間は、契約締結日から令和8年6月30日までとする。ただし、履行準備期間に要する費用は、受託者の負担とする。

(4) 見積限度額 166,200,000円（5年間の総額・消費税及び地方消費税を含まない）

※業務委託の実施に必要な全ての費用を含むものとする。

契約に際しては、松茂町水道事業会計規程第55条第1項の規定に基づき、請負代金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。なお、松茂町水道事業会計規程第55条第2項の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(5) 業務の内容 別紙仕様書のとおり※業務量は別紙松茂町水道事業概要（実績）を参考とすること。

(6) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

① 質問書（様式6）を作成し、持参、郵送又はメールにて提出。

※持参以外は、質問書を送付したことを松茂町上下水道課へ電話連絡すること。

② 提出先 松茂町上下水道課

③ 提出期限 1業務概要(7)業務委託業者選定日程による（郵送の場合は、午後5時必着）

※質問に対する回答は、松茂町公式ウェブサイトに掲載する。

(7) 業務委託業者選定日程

|              |                  |
|--------------|------------------|
| ①公告          | 令和8年2月12日（木）     |
| ②質問書提出期限     | 令和8年2月16日（月）午後5時 |
| ③質問書への回答     | 令和8年2月19日（木）     |
| ④参加申請書等提出期限  | 令和8年2月24日（火）午後5時 |
| ⑤業務提案書等提出期限  | 令和8年3月16日（月）午後5時 |
| ⑥提案書等の審査及び評価 | 令和8年3月下旬         |
| ⑦審査結果の通知・公表  | 令和8年3月下旬         |

※実施日程は予定であり、変更する場合がある。

### 2 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次の①又は②に該当する者

① 松茂町物品等一般競争入札（指名競争入札）に登載されている競争入札参加の有資格者で営業種目に（その他）水道検針・料金等徴収業務があること。

② 上記①に該当しない者は、当該参加申込書提出期間終了日までに、上記①の入札参加申込手続きに必要な書類を提出し、松茂町が適当と認めた者。

- (3) 検針及び水道料金徴収業務の受託実績（５年以上）があること。
- (4) 松茂町の入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 松茂町暴力団等排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置の対象となっていない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (8) 当該委託業務について、共同企業体による参加者でないこと。

### 3 参加申込の手続きに関する事項

- (1) プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出すること。
  - ① プロポーザル参加申請書（様式１）
  - ② 誓約書（様式２）
  - ③ 類似業務受託実績調書（様式３）
  - ④ 上記③の類似業務受託実績調書に記載した受託実績を証する契約書の写し
- (2) 提出部数 各１部
- (3) 提出方法 持参又は郵送。郵送は配達証明付書留郵便とし、提出期限日午後５時必着とする。
- (4) 提出先 松茂町上下水道課
- (5) 提出期限 Ⅰ業務概要(7)業務委託業者選定日程による  
午前９時から午後５時まで（持参の場合は、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

### 4 業務提案書等の提出等に関する事項

業務提案書等の提出及び作成形態については、下記のとおりとする。

- (1) 業務提案書の提出部数等
  - ① 提出部数
    - ・業務提案書 正本１部、副本７部
  - ② 提出方法  
持参又は郵送とし、郵送は配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後５時必着とする。
  - ③ 提出期限  
Ⅰ業務概要(7)業務委託業者選定日程による  
午前９時～午後５時（ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
  - ④ 提出先 松茂町上下水道課
- (2) 業務提案書の作成形態及び記載内容に関する事項
  - ①業務提案書の正本及び副本の表紙には、「業務提案書」（様式７）を使用すること。
  - ②業務提案書には、日本語を使用すること。日本工業規格A４版縦置き、横書き、左綴り、文字フォント10.5p以上、片面、両面印刷問わないが、50ページ程度とし、1部ずつファイルに綴り提出すること。※資料等でA3版を使用する場合は、折綴りとする。

③業務提案書の記載にあたっては、別紙「上水道検針及び料金徴収等業務委託受託候補事業者評価基準」に記載している評価項目①から⑯の順に作成し、記載内容は簡潔で明瞭なものとする。

### (3) 業務提案見積書

①業務提案見積書は、「業務提案見積書」(様式8)を使用し、また、業務提案見積書に記載した提案見積金額の積算内訳について、「提案見積金額に係る積算内訳書」(任意様式)を作成のうえ、業務提案書の最後に添付して提出すること。(副本については、写し可。)

②提案見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

### (4) その他

- ・業務提案書等の提出後における書類の差替え、追加及び再提出は一切認めない。
- ・業務提案書等の提出書類は、プロポーザルの実施以外の目的に使用しない。また、如何なる理由があっても返却しない。

## 5 プレゼンテーション及びヒアリングの実施に関する事項

業務提案書の提出後、参加者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施時期 令和8年3月下旬

(実施日時は決定次第、参加者に対して別途通知する。)

(2) 実施場所 松茂町役場

(実施場所は決定次第、参加者に対して別途通知する。)

(3) 所要時間 1参加者につき

プレゼンテーション 20分以内

ヒアリング 20分程度

(4) 参加人数 1参加者につき4名以内

(5) その他

- ・プロジェクターとパソコンを用いたプレゼンテーションを行うことができることとするが、松茂町での準備はプレゼンテーション会場におけるプロジェクターとスクリーンのみとするので、パソコン、アプリケーションソフト又は独自のプロジェクターを使用する場合は、事前連絡のうえ、参加者にて持参すること。
- ・プレゼンテーションによる説明内容は、業務提案書に記載する範囲内とする。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングの実施順は、業務提案書を受理した順とする。

## 6 受託候補事業者の選定に係る審査に関する事項

(1) 審査機関

受託候補事業者の選定に係る審査は、「上水道検針及び水道料金徴収等業務委託業者選定委員会」

(以下「委員会」という。)で行う。

(2) 審査方法

参加者から提出された業務提案書及び業務提案見積書のほか、プレゼンテーション及びヒアリングをもとに、別紙評価基準に基づき評価、採点を行い、委員会委員の合計点数が最も高い参加者

を受託候補事業者に決定する。ただし、同点の者があった場合は、委員会において順位を決定する。

なお、参加者が1者であっても審査及び評価を行い、委員会が定める最低基準点以上の得点を獲得した場合に限り、受託候補事業者として選定する。

## 7 審査結果

### (1) 審査結果通知

審査結果通知は、審査終了後、速やかに受託候補事業者に決定した参加者に対しては「受託候補事業者決定通知書」(様式9)、受託候補事業者に決定されなかった参加者に対しては「受託候補事業者非決定通知書」(様式10)により通知する。

なお、審査結果に関する問い合わせや異議申し立ては一切受け付けないこととする。

### (2) 審査結果の公表

審査結果は、松茂町公式ウェブサイトで公表する。なお、公表内容は、受託候補事業者は事業者名及び評価点数、その他の参加者は評価点数のみとする。

## 8 プロポーザルの途中辞退

参加者は、参加申込書の提出以降、どの時点においても、プロポーザルを辞退することができる。

プロポーザルを辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」(様式11)を持参又は郵送により提出すること。

なお、参加者からの業務提案書等が、本要領に定める提出期間内に提出されなかったときは、プロポーザルを辞退したものとみなす。

## 9 プロポーザルの失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は、プロポーザルの参加を取り消す。

(1) プロポーザル実施途中に、本要領2に定める参加資格要件を満たさない事由が発覚したとき。

(2) 本要領の4(2)に定める業務提案見積書の提案見積金額が本要領1(4)に定める見積上限額を上回る価格で提案したとき。

(3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかったとき。

(5) 次のいずれかの行為を行ったとき。

① 委員会委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること。

② 他の参加者と応募内容又はその意図について相談を行うこと。

③ 受託候補者選定終了までに、他の参加者に対して応募内容を意図的に開示すること。

(6) その他選定結果に影響を及ぼす不正行為があったと委員会が認めたとき。

## 10 契約締結に関する事項

### (1) 契約締結に向けた協議

別紙仕様書、受託候補事業者の業務提案書及びプレゼンテーション等をもとに、受託候補事業者と契約の締結に向けた契約内容等の協議を行い、合意に達した場合は随意契約により松茂町長と契約を

締結する。

また、発注者又は受注者は、履行期間内で契約日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。変更契約を行う場合は、原則、毎年度3月に次年度以降の年間委託料について行うものとし、それぞれの変動要素の変動率が±1.5%を超えた場合について、変更の協議を行う。

なお、変更契約を行う場合の条件設定は、受託候補事業者と個別に行うものとする。

(2) 仕様書の取扱い

契約書に添付する仕様書は、契約締結に係る合意内容を反映させるため、別紙仕様書の内容を追加及び変更を行う場合がある。

(3) 次順位者の繰上げ

失格その他の理由により受託候補事業者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プロポーザル結果において次順位以下の参加者のうち、評価点数が上位であった者から順に当該業務についての交渉を行うことができるものとする。

## 11 その他の事項

(1) プロポーザルへの参加に伴う書類の作成、書類提出に係る費用及び旅費その他一切の経費は、すべて参加者の負担とする。

(2) 特別な理由がある場合は、業務発注を取りやめ、または延期することがある。

(3) 参加者については公表しない。

(4) 審査に関する問合せには応じない。

(5) 審査に対する異議を申し立てることはできない。

(6) プロポーザル実施に伴う参加申請書その他すべての書類の配布は、下記の松茂町公式ウェブサイトからダウンロードする方法によるものとする。

また、業務提案書等の作成に係る質問に対する回答及び受託候補事業者の選定結果に係る公表についても松茂町公式ウェブサイトへ掲載する。

松茂町公式ウェブサイト (<https://www.town.matsushige.tokushima.jp>)

(7) プロポーザル実施担当部署（問い合わせ先）

〒771-0295

板野郡松茂町広島字東裏30番地

松茂町役場 上下水道課

電話：088-699-8716・FAX：088-699-2141

E-mail：[suidou@matsushige.i-tokushima.jp](mailto:suidou@matsushige.i-tokushima.jp)